

○厚生労働省告示第四百号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

題名中「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に改める。

第三十九号を第四十号とし、第六号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 二―（六―オキソ――フェニル―・六―ジヒドロ「二・三―ピリジン」―五―イル）ベンゾニトリル（別名ペランパネル）及びその製剤